

福山市就職支援サイト「就活ふくやま」バナー広告掲載に関する契約書

福山市（以下「市」という。）と〇〇（以下「事業者」という。）は、インターネットに公開している福山市就職支援サイト「就活ふくやま」（以下「就活ふくやま」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）掲載に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 市は、事業者から提出された広告を「就活ふくやま」に掲載するものとする。また、事業者は市に広告枠を使用できる対価として、広告掲載料を支払うものとする。

（要綱等の遵守）

第2条 事業者は、福山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）、福山市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び福山市就職支援サイト「就活ふくやま」バナー広告掲載募集要項（以下「要項」という。）を遵守しなくてはならない。

（掲載期間）

第3条 掲載期間は、2021年（令和3年）4月1日から2022年（令和4年）3月31日までとする。

（広告の掲載ページ等）

第4条 広告の掲載及び撤去は市が行うものとする。

2 広告を掲載する場所については、市が定めるものとする。

3 事業者は、広告を停止したい場合は停止したい月の前月20日（市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、「就活ふくやまバナー広告掲載停止申込書」を市に提出するものとする。

4 事業者は、広告バナーもしくはリンク先の内容（申請時に予告していた箇所を除く）を変更したい場合は変更したい月の前々月末日（市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、「就活ふくやまバナー広告掲載変更申込書」を市に提出するものとする。

（契約金額及び納付方法等）

第5条 事業者が市に支払う広告掲載料は、13,200円とする。

2 事業者は、前項の広告掲載料を、掲載期間初月の末日までに、市の交付する納付書により納付しなければならない。

3 市の責に帰すべき事由なくして、広告掲載料の額の変更または還付は行わないものとする。なお、市の事情により、事業者に許可なくして、広告を掲載したホームページを連続して72時間以上閉鎖したときは、市の責に帰すべき事由とみなし、事業者は日割計算による広告枠掲載料の還付を市に請求できるものとする。

4 事業者が、第1項で規定する広告枠掲載料を支払期限までに納付しないときは、事業者は、遅延日数に応じ、当該業務に係る広告枠掲載料に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める遅延利息の率を乗じた金額を損害賠償金として徴収することができる。

5 事業者は、広告掲載後、その責めに帰すべき事由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（広告内容の責任）

第6条 事業者は、市に対し、事業者が作成した広告が法令等に違反しないこと、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

2 市が事業者の作成した広告を掲載したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、

事業者の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

- 第7条 市は、掲載中の広告の内容等が、要綱、基準及び要項の規定に反するに至ったと判断したときは、事業者に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。
- 2 事業者は、前項の指示を受けたときはこれに従わなければならない。
 - 3 事業者は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあってもその損害に関し市に賠償を請求することはできない。

(市の解除権)

- 第8条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により事業者に催告したうえで、本契約を解除することができる。
- (1) 法令又は本契約に違反したとき。
 - (2) 本契約の内容の履行に関し、事業者又はその関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (3) 事業者又はその関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (4) 事業者が破産手続の申立てを行ったとき、又は更生手続開始の申立てを行ったとき、租税滞納処分を受けたとき等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
 - (5) 前項の規定によらないで、事業者が本契約の解除を申し出たときで、市が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 市は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、事業者との協議により本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、事業者の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、市は納付済の広告掲出料及び使用料を事業者に返還しない。
- 4 本条の規定による契約の解除により生じた事業者の損害について、市は賠償しない。

(事業者の責務)

- 第9条 事業者は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 本事業により第三者に損害を与えたときは、事業者の責任及び負担において解決しなければならない。ただし市の責めに帰す場合はこの限りではない。
 - 3 広告に関連する財産権について、その権利の処理が完了していなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第10条 事業者は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(遵守事項)

- 第11条 市と事業者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

- 第12条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市と事業者が協議して定める。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、双方各1通を保有する。

〇〇年（令和〇年）〇月〇日

市 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝_田直幹

事業者 〇〇〇〇
△△
代表取締役社長 □□